

答申第61号
令和7年12月22日

高崎市長様

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 鈴木 陽子

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月9日付け第187-6号で諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：270号 令和6年1月12日付け（第287-2号）「行政文書不存在決定」に係る審査請求

別 紙

諮詢番号：諮詢第270号

答申番号：答申第61号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市長が行った行政文書不開示決定（行政文書不存在）について、これを取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第2 諒問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年12月26日に高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年12月26日付で「・令和5年6月25日から同年8月10日までの間に、高崎市財務部資産税課が高崎市長に対して、何らかの情報を公表するか否かの判断を求めた又は説明した事実がわかるもの又は事実を類推できるもの一切」「・令和5年6月25日から同年8月10日までの間に、高崎市財務部資産税課が高崎市長に対して、何らかの情報を公表するか否かの判断を求めた又は説明した事実がないことがわかるもの又は事実がないことを類推できるもの一切」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、令和6年1月12日付第287-2号において、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、「公開請求にかかる上記の文書は、確認の結果存在しませんでした。」という決定理由を付して請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、令和6年3月14日付で審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和6年6月28日付で弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和6年9月23日付で反論書を提出した。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

令和6年1月12日付第287-2号行政文書不存在決定通知書による処分を取り消し、開示決定を行うとの裁決を求める。

2 実施機関の主張要旨

本件請求に係る行政文書については、文書ファイル及び電子ファイル中の文書の全てを検索及び調査したが、公開対象となる文書が存在せず、本件処分には違法又は不当な点はない。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書の特定について

(1) 本件請求書には、「・令和5年6月25日から同年8月10日までの間に、高崎市財務部資産税課が高崎市長に対して、何らかの情報を公表するか否かの判断を求めた又は説明した事実がわかるもの又は事実を類推できるもの一切」「・令和5年6月25日から同年8月10日までの間に、高崎市財務部資産税課が高崎市長に対して、何らかの情報を公表するか否かの判断を求めた又は説明した事実がないことがわかるもの又は事実がない事を類推できるもの一切」と記載されている。

(2) 弁明書及び実施機関からの口頭説明によれば、請求人が公開請求した行政文書について、文書ファイル及び電子ファイル中の文書の全てを検索及び調査した結果、公開対象となる文書が存在しないため不存在の決定を行ったとのことであった。

しかし、実施機関の口頭説明時における質疑の際に、請求人とのやり取りについて、実施機関内部において相談及び議論をしている趣旨の発言があったことから、当審査会が職権調査により、本件審査請求に至るまでの請求人とのやり取りについて、実施機関内部において議論をした記録がわかる資料の提出を求めたところ、「令和5年7月12日付固定資産税等の追加質問に対する回答について」及び「令和5年8月1日付固定資産税等の追加質問に対する回答について」(以下、併せて「本件対象行政文書」という。)が提出された。

(3) 審査会が、本件対象行政文書を確認したところ、これらはいずれも、本件請求書に記載されている「・令和5年6月25日から同年8月10日ま

での間に、高崎市財務部資産税課が高崎市長に対して、何らかの情報を公表するか否かの判断を求めた又は説明した事実がないことがわかるもの又は事実がない事を類推できるもの一切」に該当する文書と認められた。

したがって、実施機関は、本件対象行政文書を本件行政文書として特定した上で、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の要望

審査請求の発端となった問題については、当審査会で審議することではないが、実施機関におかれても、可能な限り審査請求人に向き合って、丁寧に説明していただくよう切に望むところである。

一方、審査請求人におかれても、冷静に実施機関と話合いを行っていただくよう強く望むところである。

丁寧な理解と説明を重ねることによって、本件審査請求の根底にある問題が解決に向かうことを心から願うものである。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年　月　日	審　理　經　過　等
令和 6 年 10 月 8 日	諮詢
令和 7 年 6 月 26 日	実施機関説明、調査
令和 7 年 9 月 25 日	調査、審議
令和 7 年 11 月 5 日	答申調整
令和 7 年 12 月 22 日	答申

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会委員

会　長	鈴　木　陽　子
委　員	有　賀　長　規
委　員	本　島　久仁倫
委　員	池　田　貴　明
委　員	猪　岡　真　也